

別紙

被害防止を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可基準一覧表

鳥獣の種類		捕獲期間	捕獲従事者数	捕獲等（採取等）数量
ウソ		2月以内	10人以内	捕獲従事者1人当たり50羽（個）以内
ムクドリ〔狩猟鳥〕		3月以内	50人以内	捕獲従事者1人当たり100羽（個）以内
コムクドリ		3月以内	50人以内	捕獲従事者1人当たり100羽（個）以内
アイサ類		2月以内	10人以内	捕獲従事者1人当たり、種ごとに10羽（個）以内
カモ類	狩猟鳥の場合	2月以内	10人以内	捕獲従事者1人当たり、種ごとに20羽（個）以内
	狩猟鳥以外の場合	2月以内	5人以内	捕獲従事者1人当たり、種ごとに10羽（個）以内
カモメ類		2月以内	10人以内	捕獲従事者1人当たり、種ごとに20羽（個）以内
イタチ〔オスのみ狩猟獣〕		2月以内	3人以内	捕獲従事者1人当たり3頭以内
テン〔狩猟獣〕		2月以内	3人以内	捕獲従事者1人当たり3頭以内
タヌキ〔狩猟獣〕		2月以内	20人以内	捕獲従事者1人当たり10頭以内
ユキウサギ〔狩猟獣〕		2月以内	20人以内	捕獲従事者1人当たり10頭以内
ニホンジカ（エゾシカ）〔狩猟獣〕		6月以内	必要の範囲内	捕獲従事者1人当たり30頭以内
ヒグマ〔狩猟獣〕		別に定める「ヒグマ捕獲許可取扱方針」による		
アザラシ類 （ゼニガタ アザラシを 除く）	道北（留萌・宗谷）に おける許可申請	3月以内	10人以内	捕獲従事者1人当たり20頭以内
	上記以外の許可申請	2月以内	10人以内	捕獲従事者1人当たり10頭以内
その他鳥獣（外来鳥獣を除く）		2月以内	10人以内	捕獲従事者1人当たり、種ごとに10頭（羽、個）以内

航空機の安全航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣	1年以内	20人以内	捕獲従事者1人当たり、種ごとに30頭（羽、個）以内
-------------------------	------	-------	---------------------------

※外来鳥獣（特定外来生物）に係る被害防止を目的とした捕獲等については、基準を設けないものとする。